

卷末資料

事務連絡
平成24年4月3日

各 都道府県 高齢者虐待防止担当(部)局 御中
指定都市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者虐待の防止に向けた取組について

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、最近、養介護施設従事者等による高齢者虐待事案が複数報道されたところです。つきましては、施設の実地指導等の機会を捉えて「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、法。)」の趣旨を周知徹底するとともに、高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、養介護施設等職員に対する研修の機会の確保に努めるなど、養介護施設等における虐待防止の推進に特段の配慮をお願いいたします。

また、(社)日本社会福祉士会が、平成22年度の老人保健健康増進等事業により「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」を作成しましたが、平成23年度も同事業により「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」を作成し、都道府県、市町村に送付されたところです。

上記の手引きは、法施行後5年間の各自治体の実践の積み上げと体制整備の現状を反映させ、自治体における具体的な虐待への対応等について記載され、また市町村単独では対応が困難な事例等に対して、都道府県の市町村に対する支援の必要性が記載されているなど、平成18年3月に厚生労働省老健局が作成した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」を補完するものと考えておりますので、都道府県、市町村においても十分に活用してください。

なお、高齢者虐待に関し、社会的に影響が大きいと考えられる事案や刑事事件に発展する可能性がある事案等を都道府県、市町村において把握した場合については、事前に当室まで情報提供していただきますようお願いいたします。

併せて、管内市町村及び関係機関等に対する本文書の周知についてお願いいたします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

電話：03-5253-1111(内線3871)

直通：03-3595-2168(夜間)

事 務 連 絡
平成 24 年 12 月 21 日

各都道府県高齢者虐待防止対策担当課御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
に基づく対応状況等に関する調査結果を受けての対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく各地方公共団体等の対応状況等（平成 23 年度実績）については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について（依頼）」（平成 24 年 7 月 5 日老高発 0705 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により調査を実施し、本日その結果を公表したところです。

今般、当該調査結果等を踏まえ、法の適切かつ円滑な運営を確保するための留意事項等について、改めて下記のとおりお示しすることとしたので、ご了知いただくとともに、貴管内市町村に対して周知徹底を図って頂きますようお願いいたします。

また、市町村が行う措置の実施に関し、法第 19 条に基づき、広域的な観点から必要な援助、助言等を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 養介護施設従事者等に対する研修

養介護施設等における虐待を防止するためには、職員に対する虐待防止のための研修が重要であることから、都道府県におかれては高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、施設等職員に対する研修の機会の確保に努められたい。

また、養介護施設等に対しては、施設内研修等において、認知症介護研究・研修仙台センターで開発された「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」の活用を図るなど、虐待防止の積極的な取組が行われるよう指導するとともに、市町村に対しても同様に指導するよう助言をお願いしたい。

2. 養護者に対する支援

調査結果において、虐待と認められた事例のうち、被虐待高齢者で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が約半数、また、虐待を行った者の続柄では息子と夫で約6割を占めていた。このことから、認知症に関する正しい理解と知識の普及を更に進めるとともに、市町村に対しては、介護の負担感が高いと考えられる家庭を把握し、そうした家庭に対して、介護保険サービスの適切な活用を図るなど重点的な援助を行うよう助言をお願いしたい。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の実施割合は、全体として平成22年度に比べて停滞している傾向がみられる。特に、対応マニュアル等の作成やネットワークの構築等については、依然として実施割合が5割前後であり、体制整備等の取組に積極的な市町村とそうでない市町村に二極化しつつある傾向がみられる。

高齢者虐待は、全ての市町村において発生する可能性のあるものであり、虐待事例の多寡に関わらず、虐待を防止することが極めて重要であることから、貴管内において、虐待防止対応のための体制整備等について未実施の市町村がある場合には、当該市町村に対して当該体制整備等を積極的に取り組むよう助言をお願いしたい。その際、今年4月に各都道府県及び市町村に送付している平成23年度に認知症介護研究・研修仙台センターが取りまとめた「高齢者虐待防止・養護者支援法施行後の5年間」(http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER_REPORT=15)におけるネットワークの構築等の取組事例も参考にするよう助言をお願いしたい。

また、(社)日本社会福祉士会が虐待対応に関する研修プログラムを開発し、全国的な研修を行っているところである。については、市町村に対し、地域包括支援センター職員など、虐待対応に従事する担当者の育成に当たり、こうした研修も十分に活用し、現場における対応力の強化に努めるよう助言をお願いしたい。

4. 市町村に対する都道府県の支援

都道府県は、法第19条により、養護者による高齢者虐待の防止を図るために市町村が行う措置の実施に関して、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うとともに、必要があると認めるときは、市町村に対し必要な助言を行うことができるとされている。この規定を踏まえ、市町村に対する虐待対応事例の収集・提供や、虐待を受

けた高齢者の保護・分離の措置がなされるまでの間の緊急・一時的な避難場所の確保等、市町村に対し、広域的な観点から積極的に援助、助言等の支援に努めるようお願いしたい。

また、弁護士等による専門職チームなどを活用した権利擁護相談窓口の設置については、対応困難事例に対する有効な取組であることから、当該取組の積極的な推進に努めるようお願いしたい。

5. 成年後見制度の利用促進

法第28条は、成年後見制度の利用促進を定めているが、今回の調査結果でも当該制度が利用されている件数は手続き中も含めて726件であり、虐待判断件数等に比して利用が低調であった。また、制度利用に際しての経済的負担の軽減を図る成年後見制度利用支援事業の実施状況についても、昨年度は介護保険の保険者全体の約7割弱で、全ての市町村で実施されている状況ではない。

成年後見制度は認知症高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市町村において、市町村長による申立がより一層活用されるよう助言をお願いしたい。

【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
TEL：03-5253-1111
(内線 3871, 3966) 中井、伊禮

【添付資料】

平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

目次

調査の概要	1
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	2
(4) 都道府県への報告	3
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	3
(2) 都道府県が直接把握した事例	4
(3) 虐待の事実が認められた事例件数	4
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	5
(2) 虐待の種別・類型	5
(3) 被虐待高齢者の状況	5
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	6
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	7
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	8
(2) 相談・通報者	8
(3) 事実確認の状況	8
(4) 事実確認調査の結果	9
(5) 虐待の種別・類型	9
(6) 被虐待高齢者の状況	10
(7) 虐待への対応策	12
(8) 虐待等による死亡事例	14
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	15

調査の概要

【調査目的】

平成 23 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,742 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県を対象に、平成 23 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 22 年度に相談・通報があり、平成 23 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

○市町村対象の調査

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

○都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

1. 市町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
3. 1 及び 2 における具体的内容
虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

調 査 結 果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表1)

平成23年度、全国の1,742市町村(特別区を含む。)で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、687件であった。平成22年度は506件であり、181件(35.8%)増加した。

表1 相談・通報件数

	23年度	22年度	増減(%)
件数	687	506	181(35.8%)

(2) 相談・通報者 (表2)

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が30.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が27.2%であり、「当該施設元職員」が14.8%であった。なお、「本人による届出」は2.6%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数687件と一致しない。

表2 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	18	187	209	102	6	23	5	34	9	87	61	741
構成割合(%)	2.6	27.2	30.4	14.8	0.9	3.3	0.7	4.9	1.3	12.7	8.9	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数687件に対するもの。

(3) 事実確認の状況 (表3)

平成23年度において「事実確認を行った事例」は606件、「事実確認を行わなかった事例」は96件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が144件、虐待の「事実が認められなかった事例」が261件、虐待の「判断に至らなかった事例」が201件であった。

一方、事実確認を行わなかった96件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が40件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が21件、「都道府県に調査を依頼」が5件、「その他」が30件であった。

※ 相談・通報に関する事実確認の状況には、平成22年度に相談・通報があったもののうち、平成23年度に入って調査を行ったものを含むため、合計件数は平成23年度の相談・通報件数687件と一致しない。

表3 相談・通報に関する事実確認の状況

	事実確認を行った事例				事実確認を行わなかった事例				
	総数	事実が認められた	事実が認められなかった	判断に至らなかった	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中	都道府県へ調査を依頼	その他
件数	606	144	261	201	96	40	21	5	30
構成割合(%)	86.3	20.5	37.2	28.6	13.7	5.7	3.0	0.7	4.3

(4) 都道府県への報告 (表4)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例606件のうち、160件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が144件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が16件であった。

表4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告		160件
虐待の事実が認められた		144件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある		16件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例 (表5)

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例16件について事実確認調査をした結果、「虐待の事実が認められた事例」が4件、「虐待ではないと判断した事例」が3件、「虐待の判断に至らなかった事例」が7件、「後日調査予定、又は調査の要否を検討中」が2件であった。

表5 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例		16件
虐待の事実が認められた事例		4件
虐待ではないと判断した事例		3件
虐待の判断に至らなかった事例		7件
後日調査予定、又は調査の要否を検討中の事例		2件

(2) 都道府県が直接把握した事例 (表 6)

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 61 件あり、このうち 39 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 3 件、「虐待ではないと判断した事例」が 20 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 16 件であった。

※ 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例のうち、市町村へも相談・通報があり、市町村から報告があった事例があるため、合計件数は都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数 61 件と一致しない。

表 6 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	61 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	3 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	20 件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	16 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中の事例	1 件
事実確認調査を行わなかった事例	14 件

(3) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 7, 8)

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例では 144 件、都道府県と共同して事実確認を行った事例では 4 件、都道府県が直接把握した事例では 3 件であり、これらを合わせた総数は、151 件であった。これを都道府県別にみると表 8 のとおりである。

表 7 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	総数
件数	144	4	3	151

表 8 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数

(平成 23 年度)

件数	件数	件数	件数
北海道 6	東京都 16	滋賀県 0	香川県 1
青森県 0	神奈川県 17	京都府 0	愛媛県 1
岩手県 0	新潟県 0	大阪府 12	高知県 3
宮城県 3	富山県 1	兵庫県 12	福岡県 6
秋田県 0	石川県 1	奈良県 2	佐賀県 0
山形県 0	福井県 0	和歌山県 2	長崎県 3
福島県 1	山梨県 1	鳥取県 1	熊本県 7
茨城県 2	長野県 4	島根県 1	大分県 1
栃木県 0	岐阜県 0	岡山県 2	宮崎県 4
群馬県 1	静岡県 1	広島県 12	鹿児島県 0
埼玉県 5	愛知県 11	山口県 1	沖縄県 3
千葉県 4	三重県 3	徳島県 0	合計 151

1-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた151件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 施設・事業所の種別 (表9)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が30.0%と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が24.0%、「有料老人ホーム」が12.0%の順であった。

表9 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護、訪問入浴介護	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護	老人デイサービスセンター	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	合計
件数	45	17	1	36	18	7	0	1	9	7	5	4	0	150	
構成割合(%)	30.0	11.3	0.7	24.0	12.0	4.7	0.0	0.7	6.0	4.7	3.3	2.7	0.0	100.0	

(注) 構成割合は、事業所が特定された150件に対するもの。

※ 事業所が特定できなかった1件を除いているため、合計件数は虐待の事実が認められた事例件数151件と一致しない。

(2) 虐待の種別・類型 (表10)

虐待の種別・類型(複数回答)は、「身体的虐待」が74.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が37.1%、「介護等放棄」が10.6%であった。

※ 1件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待の事実が認められた事例件数151件と一致しない。

表10 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	113	16	56	6	4	195
構成割合(%)	74.8	10.6	37.1	4.0	2.6	—

(注) 構成割合は、虐待の事実が認められた事例件数151件に対するもの。

(3) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級及び要介護状態区分について、不特定多数の入所者に対する暴言、暴行等のため被虐待高齢者が特定できなかった等の8件を除く143件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、143件の事例に対し被虐待高齢者の総数は328人であった。

ア. 性別 (表11)

「男性」が33.8%、「女性」が66.2%と、全体の6割強が「女性」であった。

イ. 年齢 (表12)

「85~89歳」が21.0%と最も多く、次いで「80~84歳」が20.4%、「75~79歳」が14.6%であった。

表11 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	111	217	328
構成割合(%)	33.8	66.2	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった8件を除く143件の事例を集計。

表 12 被虐待高齢者の年齢

	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95～ 99 歳	100 歳 以上	その他 不明	合計
人数	10	32	48	67	69	47	18	6	31	328
構成割合(%)	3.0	9.8	14.6	20.4	21.0	14.3	5.5	1.8	9.5	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 8 件を除く 143 件の事例を集計。

ウ. 要介護状態区分 (表 13)

「要介護 4」が 23.8%と最も多く、次いで「要介護 5」が 23.5%、「要介護 3」が 22.0%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 69.3%と約 7 割を占めた。

表 13 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自 立	1	0.3
要支援 1	5	1.5
要支援 2	6	1.8
要介護 1	19	5.8
要介護 2	43	13.1
要介護 3	72	22.0
要介護 4	78	23.8
要介護 5	77	23.5
不 明	27	8.2
合 計	328	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 8 件を除く 143 件の事例を集計。

(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等（以下、「虐待者」という。）の年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の 15 件を除く 136 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、136 件の事例に対し虐待者の総数は 181 人であった。

ア. 年齢 (表 14)

「30 歳未満」が 27.6%と最も多く、「30～39 歳」が 14.9%であり、これらを合わせると 42.5%で、「40 歳未満」が 4 割強を占めた。

表 14 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不 明	合計
人数	50	27	21	26	13	44	181
構成割合(%)	27.6	14.9	11.6	14.4	7.2	24.3	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった 15 件を除く 136 件の事例を集計。

イ. 職種 (表 15)

「介護職員」が 81.2%、「看護職員」が 5.0%、「施設長」が 3.9%などであった。

表 15 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	その他	合計
人数	147	9	3	7	4	11	181
構成割合(%)	81.2	5.0	1.7	3.9	2.2	6.1	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった 15 件を除く 136 件の事例を集計。

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 16)

都道府県又は市町村が、虐待の事実が認められた事例 151 件について行った対応は次のとおりである。

市町村による指導等 (複数回答) は、「施設等に対する指導」が 129 件、「改善計画提出依頼」が 114 件、「従事者への注意・指導」19 件であった。

表 16-1 市町村による指導等 (複数回答)

市町村による指導等 (複数回答)	施設等に対する指導	129 件
	改善計画提出依頼	114 件
	従事者への注意・指導	19 件

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 27 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 12 件、「改善命令」が 1 件、指定の停止が 1 件であった。その他都道府県による一般指導は、17 件であった。

※複数の権限等を行行使した場合には、その行使した権限等の全ての件数に計上している。

表 16-2 介護保険法等の規定による権限の行使等

介護保険法又は老人福祉法 の規定による権限の行使(都 道府県又は市町村)	報告徴収、質問、立入検査	27 件
	改善勧告	12 件
	改善命令	1 件
	指定の停止	1 件
	指定取消	0 件
都道府県による指導	一般指導	17 件

当該施設等における改善措置 (複数回答) としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」122 件、「勧告・命令等への対応」13 件であった。

表 16-3 当該施設等における改善措置 (複数回答)

当該施設等における改善措置 (複数回答)	施設等から改善計画の提出	122 件
	勧告・命令等への対応	13 件
	その他	46 件

(注) 「施設等から改善計画の提出」の件数は、市町村による改善計画提出依頼を受けての改善措置 (114 件) 以外に、都道府県による一般指導を受けての改善措置の件数 (8 件) も含まれる。

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表 17)

平成 23 年度、全国の 1,742 市町村（特別区を含む。）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、25,636 件であった。平成 22 年度は、25,315 件であり、321 件（1.3%）増加した。

表 17 相談・通報件数

	23 年度	22 年度	増減 (%)
件数	25,636	25,315	321 (1.3%)

(2) 相談・通報者 (表 18)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 42.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が 12.2%、「被虐待高齢者本人」が 11.1%、「警察」が 9.4%、「当該市町村行政職員」が 7.2%、「民生委員」が 6.4%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 25,636 件と一致しない。

表 18 相談・通報者(複数回答)

	介護支援 専門員・ 介護保険 事業所職 員	近隣 住民・ 知人	民生 委員	被虐 待高 齢者 本人	家族・ 親族	虐待 者自 身	当該 市町 村行 政職 員	警察	その 他	不明	合計
人数	10,858	1,398	1,633	2,833	3,136	387	1,844	2,408	2,645	139	27,281
構成割 合(%)	42.4	5.5	6.4	11.1	12.2	1.5	7.2	9.4	10.3	0.5	—

(注) 構成割合は、相談・通報件数 25,636 件に対するもの。

(3) 事実確認の状況 (表 19)

「事実確認調査を行った」が 96.4%、「事実確認調査を行っていない」が 3.6%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 1.6%であり、「訪問調査を行った事例」が 64.3%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 30.5%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 2.2%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 1.3%である。

※ 事実確認の実施状況には、平成 22 年度に相談・通報があったもののうち、平成 23 年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成 23 年度の相談・通報件数 25,636 件と一致しない。

表 19 事実確認の実施状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	24,998	96.4
立入調査以外の方法により調査を行った事例	24,585	(94.8)
訪問調査を行った事例	16,679	[64.3]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	7,906	[30.5]
立入調査により調査を行った事例	413	(1.6)
警察が同行した事例	135	[0.5]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	70	[0.3]
事実確認調査を行っていない事例	923	3.6
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	574	(2.2)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	349	(1.3)
合 計	25,921	100.0

(4) 事実確認調査の結果 (表 20)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (以下、「虐待判断事例」という。) の件数は、16,599 件であった。平成 22 年度は、16,668 件であり、69 件 (0.4%) 減少した。

表 20 事実確認調査の結果

	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	16,599	66.4
虐待ではないと判断した事例	4,360	17.4
虐待の判断に至らなかった事例	4,039	16.2
合 計	24,998	100.0

以下、虐待判断事例件数 16,599 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表 21)

「身体的虐待」が 64.5% と最も多く、次いで「心理的虐待」が 37.4%、「経済的虐待」が 25.0%、「介護等放棄」が 24.8%、「性的虐待」が 0.6% であった。

※ 1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 16,599 件と一致しない。

表 21 虐待の種別・類型 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	10,706	4,119	6,209	106	4,147	25,287
構成割合 (%)	64.5	24.8	37.4	0.6	25.0	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数 16,599 件に対するもの。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢 (表 22、表 23)

性別では「女性」が 76.5%、「男性」が 23.4%と、「女性」が全体の約 8 割を占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 24.3%と最も多かった。

なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 16,599 件に対し、被虐待高齢者人数は 17,103 人であった。

表 22 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	4,000	13,092	11	17,103
構成割合(%)	23.4	76.5	0.1	100.0

表 23 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90歳以 上	不明	合計
人数	1,678	2,577	3,580	4,151	3,131	1,851	135	17,103
構成割合(%)	9.8	15.1	20.9	24.3	18.3	10.8	0.8	100.0

イ. 要介護認定者数 (表 24)

被虐待高齢者 17,103 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 69.2% (11,834 人) と、約 7 割が要介護認定者であった。

表 24 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	4,175	24.4
申請中	504	2.9
認定済み	11,834	69.2
認定非該当(自立)	502	2.9
不明	88	0.5
合計	17,103	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 25、表 26)

要介護認定者 11,834 人における要介護状態区分は、「要介護 2」が 21.3%と最も多く、次いで「要介護 1」が 20.4%、「要介護 3」が 19.3%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 69.3%であり、被虐待高齢者全体 (17,103 人) の 48.0%を占めた。

表 25 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	構成割合 (%)
要支援 1	825	7.0
要支援 2	1,040	8.8
要介護 1	2,419	20.4
要介護 2	2,526	21.3
要介護 3	2,287	19.3
要介護 4	1,631	13.8
要介護 5	1,059	8.9
不明	47	0.4
合計	11,834	100.0

表 26 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	1,613	13.6
自立度 I	1,865	15.8
自立度 II	3,662	30.9
自立度 III	2,861	24.2
自立度 IV	997	8.4
自立度 M	231	2.0
認知症はあるが自立度不明	455	3.8
自立度 II 以上(再掲)	(8,206)	(69.3)
認知症の有無が不明	150	1.3
合計	11,834	100.0

(注) 「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度 I」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況 (表 27)

「虐待者と同居」が 86.2%と、8 割強が虐待者と同居であった。

表 27 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	14,314	2,074	192	19	16,599
構成割合 (%)	86.2	12.5	1.2	0.1	100.0

オ. 世帯構成 (表 28)

「未婚の子と同一世帯」が 38.2%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 24.0%であり、両者を合わせると 62.2%と、6 割強が子と同一の世帯であった。

表 28 世帯構成

	単身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	不明	合計
件数	1,542	3,094	6,344	3,983	1,531	105	16,599
構成割合 (%)	9.3	18.6	38.2	24.0	9.2	0.6	100.0

カ. 虐待者との関係 (表 29)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 40.7%と最も多く、次いで「夫」が 17.5%、「娘」が 16.5%の順であった。

なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 16,599 件に対し虐待者人数は 18,126 人であった。

表 29 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,173	951	7,383	2,991	1,206	375	364	814	850	19	18,126
構成割合(%)	17.5	5.2	40.7	16.5	6.7	2.1	2.0	4.5	4.7	0.1	100.0

(7) 虐待への対応策

ア. 分離の有無(表 30)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が 35.4%と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 57.3%であった。

※ 虐待への対応には、平成 22 年度の虐待判断事例のうち、平成 23 年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成 23 年度の虐待判断事例件数 16,599 件と一致しない。

表 30 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	6,273	35.4
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	10,163	57.3
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)の事例	50	0.3
対応について検討、調整中の事例	729	4.1
その他	514	2.9
合計	17,729	100.0

イ. 分離を行った事例の対応(表 31)

分離を行った事例(表 30 の「分離を行った事例」6,273 件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」50 件の合計 6,323 件)における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 38.2%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 20.2%、「やむを得ない事由等による措置」が 12.8%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 808 件のうち、42.9%に当たる 347 件において面会を制限する措置が行われていた。

表 31 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	2,413	38.2
やむを得ない事由等による措置	808	12.8
面会の制限を行った事例	347	
緊急一時保護	668	10.6
医療機関への一時入院	1,278	20.2
その他	1,156	18.3
合 計	6,323	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 32)

分離していない事例 (表 30 の「分離していない事例」10,163 件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」50 件の合計 10,213 件) における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 49.0%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.9%、「見守り」が 20.8%であった。

表 32 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	構成割合(%)
養護者に対する助言・指導	5,005	49.0
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	305	3.0
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	1,642	16.1
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,744	26.9
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	806	7.9
その他	1,169	11.4
見守り	2,129	20.8

(注) 構成割合は、分離していない事例件数 10,213 件に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 403 件、「利用手続き中」が 323 件であり、これらを合わせた 726 件のうち、市町村長申立の事例は 349 件(48.1%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 268 件であった。

(8) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐる発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成23年4月1日～平成24年3月31日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者の虐待（介護等放棄を除く）による被養護者の致死」9件9人、「養護者による被養護者の殺人」が7件7人、「養護者の介護等放棄（ネグレクト）による被養護者の致死」4件4人、「心中」1件1人であり、合わせて21件21人であった。

イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」6人（28.6%）、「女性」15人（71.4%）であった。年齢は、「80-84歳」6人（28.6%）、「75-79歳」5人（23.8%）、「65-69歳」3人（14.3%）と「70-74歳」3人（14.3%）と「85-89歳」3人（14.3%）、「90歳以上」1人（4.8%）の順である。

加害者の性別は「男性」14人（66.7%）、「女性」7人（33.3%）であり、続柄は、多い順に「息子」11人（52.4%）、「娘」3人（14.3%）、「夫」2人（9.5%）、「息子の配偶者」2人（9.5%）、「その他」2人（9.5%）、「妻」1人（4.8%）であった。

ウ. 被害者の介護保険サービスの利用状況

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「有」11人（52.4%）、「無」10人（47.6%）であった。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 23 年度末の状況を調査した。全部で 14 の項目について回答を求め、その結果を表 33 に示す。

項目ごとの実施率をみると、「独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成」が 59.0%と半数以上の市町村でマニュアル等が作成されている。また「成年後見制度の市区町村長申立への体制強化」といった権利擁護の取組については7割台に達する一方、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」といった高齢者虐待防止ネットワークの構築は依然4割台～6割台に止まっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表 33 市町村における体制整備等に関する状況 (1,742 市町村、平成 23 年度末現在)

		実施済み	未実施	22 実施済み
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（平成 23 年度中）	市町村数	1,396	346	1,445
	構成割合(%)	80.1%	19.9%	82.8%
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	市町村数	1,307	435	1,327
	構成割合(%)	75.0%	25.0%	76.0%
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	1,123	619	1,139
	構成割合(%)	64.5%	35.5%	65.3%
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	1,194	548	1,195
	構成割合(%)	68.5%	31.5%	68.5%
介護保険施設に法について周知	市町村数	1,048	694	1,062
	構成割合(%)	60.2%	39.8%	60.9%
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	1,027	715	995
	構成割合(%)	59.0%	41.0%	57.0%
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	1,208	534	1,223
	構成割合(%)	69.3%	30.7%	70.1%
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	861	881	874
	構成割合(%)	49.4%	50.6%	50.1%
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	845	897	840
	構成割合(%)	48.5%	51.5%	48.1%

		実施済み	未実施	22 実施済み
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	1,253	489	1,204
	構成割合(%)	71.9%	28.1%	69.0%
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	948	794	969
	構成割合(%)	54.4%	45.6%	55.5%
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	1,044	698	1,027
	構成割合(%)	59.9%	40.1%	58.9%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	1,328	414	1,339
	構成割合(%)	76.2%	23.8%	76.7%
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	1,318	424	1,312
	構成割合(%)	75.7%	24.3%	75.2%

2012年度 高齢者虐待対応現任者標準研修 統一プログラム

2012年5月

	科目名	形式	内容
1 日 目	9:30~9:40	オリエンテーション (10分)	
	9:40~11:10	科目1 高齢者虐待防止法と市町村 の責務 (90分)	講義 ・虐待防止法の内容と法に定められている市町村の責務を理解する。
	11:10~11:20	休憩 (10分)	
	11:20~12:50	科目2 高齢者虐待対応と権利擁護 (90分)	講義 ・虐待対応における権利擁護の視点を理解する。 ・虐待対応の基本的な流れを理解し、虐待対応ソーシャルワークモデルの視点とポイントを理解する。
	12:50~13:50	昼食 (60分)	
	13:50~14:50	科目3 初動期段階 (60分)	講義 ・通報受理、事実確認や緊急性の判断等初動期の対応のポイントを理解する。
	14:50~15:00	休憩 (10分)	
	15:00~17:00	科目3 初動期段階 (120分)	演習 ・「受付票」「共有協議票」「事実確認票」「アセスメント票」「コアメンバー会議録・計画書」を体感する。
		計 360分	
2 日 目	9:30~10:30	科目4 対応段階 (60分)	講義 ・虐待の背景・要因をアセスメントし、支援計画を策定するポイントを理解する。
	10:30~10:40	休憩 (10分)	
	10:40~12:40	科目4 対応段階 (120分)	演習 ・「アセスメント票」「対応会議録・計画書」を体感する。
	12:40~13:40	昼食休憩 (60分)	
	13:40~14:40	科目5 評価と終結 (60分)	講義 ・対応計画の評価と虐待対応機関としての支援の終結について理解する。
	14:40~14:50	休憩 (10分)	
	14:50~16:20	科目5 評価と終結 (90分)	演習 ・「評価票」を体感する。
	計 330分		
3 日 目	9:30-12:30	科目6 総合演習 (初動期段階) (休憩含 180分)	演習 ・虐待対応の一連の流れを、具体的事例の演習を通じて理解する。
	12:30~13:30	昼食 (60分)	
	13:30-16:30	科目6 総合演習 (対応段階、評価) (休憩含 180分)	演習 ・虐待対応の一連の流れを、具体的事例の演習を通じて理解する。
	16:30~16:40	事務連絡 (10分)	
	計 360分		
講義時間 合計 1,050分			

2012年度 高齢者虐待対応現任者標準研修 実施予定一覧

2013/2/28

都道府県	実施主体			実施時期	定員
	都道府県士会主催	都道府県等行政の主催	都道府県等行政事業の共催		
北海道	○			9月26日、27日、28日	100
青森	○		○	7月18日、19日、20日	30
岩手	○		その他	12月13日、14日、1月18日	40
秋田	○			10月5日、6日、12日	50
山形	受託			7月26日、27日、8月6日	50
福島	○			8月18日、19日、9月9日	50
茨城	○			6月23日、24日、30日	50
栃木	○			12月3日、4日、12日	50
群馬	受託			6月12日、20日、21日	80
千葉	受託	○		8月20日、9月18日、25日	60
東京	○			2月23日、24日、3月3日	50
神奈川	○			1月26日、2月2日、9日	50
富山	○		○	8月16日、8月22日、8月23日	30
石川		○		【第1回】11月7日、11月9日、11月12日 【第2回】12月4日、12月10日、12月12日	35名×2回
福井	受託	○		8月21日、22日、24日	70
山梨	○			11月24日、12月1日、12月8日	30
新潟	○			9月18日、19日、28日	60
静岡	受託			8月17日、23日、30日	50~60
愛知	○		○	1月8日、9日、10日	70
三重	受託			9月21日、27日、28日	50
大阪	受託			A/7月24日、7月30日、8月13日 B/7月24日、8月1日、8月21日	150
兵庫	○			【姫路会場】9月28日、29日、10月12日 【神戸会場】11月30日、12月1日、12月14日	60名×2会場
奈良			○	11月20日、29日、12月20日	未定
和歌山	受託		○	6月13日、6月26日、7月4日	50
鳥取	受託			7月4日(独自PGあり)、7月12日、7月19日 (総合演習は別途検討中)	特に定めない
島根	○			11月30日、12月1日、12月8日	40
岡山			○	10月9日、10月18日、10月25日	60
広島	受託		○	6月18日、20日、7月2日	60
徳島	○			11月15日、16日、22日	30
香川	受託			1月29日、30日、3日目は調整中	50
愛媛			その他	8月30日、8月31日、9月12日	60
福岡			○	5月15日、16日、25日	80
佐賀	受託	○		9月4日、5日、3日目は調整中(年度末予定)	40
熊本			○	9月11日、12日、19日	80
大分	受託	○		8月29日、30日、31日	50
沖縄	受託			1月24日、25日、2月1日	100
実施計画にて定員の報告があった34県士会の定員の合計					2,070名

第2回
高齢者虐待対応専門職チーム
経験交流会

報告書

日時：2012年4月14日（土）13：00～17：00

場所：弁護士会館2階クレオA

主催：日本弁護士連合会・日本社会福祉士会

【目次】

- 1, プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
2, 基調報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
3, パネルディスカッションのまとめ・・・・・・・・ p 8
4, 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 12
・高齢者虐待対応専門職チームの取り組みに関する調査結果

日本弁護士連合会・日本社会福祉士会

高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会・プログラム

(敬称略)

開会挨拶 (5分) 13:00-13:05	日本弁護士連合会
来賓挨拶・行政報告 13:05-13:45	厚生労働省老健局 高齢者支援課 認知症対策・虐待防止対策推進室 室長 勝又 浜子 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域移行・障害児支援室 室長 辺見 聡
基調報告 13:45-14:00	日本社会福祉士会・権利擁護委員会 委員長 西島 善久
休憩 14:00-14:10	
シンポジウム 【前半】 14:10-15:00 【後半】 15:10-16:55	虐待対応専門職チームの運用における課題と施設内虐待・障害者虐待の取り組み 【メンバー】 ○コーディネーター 小山操子 (大阪弁護士会) ○シンポジスト i) 専門職チーム ・兵庫 (社会福祉士: 黒瀬吉史 (高齢者虐待対応委員会委員長)) ・宮崎 (弁護士: 新井貴博) ii) ユーザー ①行政 ・千葉県健康福祉部高齢者福祉課在宅福祉推進室 副主幹 原見 律子 ・上尾市元高齢介護課 主事 佐野 友美 ②浜松市地域包括支援センター和地 ・社会福祉士 山口 博美
⑤閉会挨拶 (5分) 16:55-17:00	日本社会福祉士会

基 調 報 告

1, 本経験交流会の目的

- ① 虐待対応専門職チームの6年の活動実績を踏まえて、活動経験について情報交換し、各地における活動の一層の推進を図る。
 - ・ 地域の専門職チームにおける運用上の課題と対応について検証する。
 - ・ 専門職チームの担い手の確保やスキルアップのための活動について意見交換をすることにより、活動水準の向上を図る。
- ② 施設内虐待への対応のあり方について、既に対応をしている地域から報告を受けるとともに、未対応の地域における対応体制の整備を図る。
- ③ 障害者虐待防止法の施行に伴い、虐待対応専門職チームの役割や市町村との連携のあり方について情報交換をする。

2, これまでの確認事項

(1) 専門職チームとは(2006年設置の呼びかけ)

専門職チームは、養護者による高齢者虐待対応について、市町村・地域包括支援センターが適切な対応をするための仕組みを確立するとともに、市町村・地域包括支援センターの担当者が具体的な対応を適切に実施するため、高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームが、それぞれの視点から担当者に助言を行い、対応力を高めることを目指して創られた。

(2) スタンダードモデル(2009年経験交流会)

2009年の第1回経験交流会で、専門職チームの活動のスタンダードなモデルを提示した。

① チームとして助言にあたること

2つの異なる専門職の視点と発想で客観的に助言をすることにより(弁護士:虐待対応における法的な枠組に関する助言、社会福祉士:虐待対応の実践方法に関する助言)、実効性のある役割を果たすことができる。

② 助言者(アドバイザー)であること

チームによる助言により、責任主体である市町村・地域包括支援センターが虐待対応に関する力をつけることを目指す。従って、助言者(アドバイザー)としての立ち位置を堅持する。

③ 個別のケース会議を通じた助言であること

個別の事例を通して、市町村・地域包括支援センターの高齢者虐待に対する仕組みを確立し、同時に事例について適切かつ具体的な対応策を検討することを目指す。従って、チームの助言は、個別のケース会議を通じた助言を中心とする。

④ 市町村との契約に基づく助言を目指すこと

多くの都道府県では、都道府県の権利擁護等推進事業の予算を活用し、同事業の受託

に基づき、市町村や地域包括支援センターに専門職チームを派遣している。都道府県による市町村支援というスキームは、専門職チームの活動基盤を拡充したという点で評価に値する。しかし、高齢者虐待への対応を、実効性があり恒久的なものとするためには、高齢者虐待の責任主体である市町村との契約を進める必要がある。

2009年に示したスタンダードモデルは、専門職チームの機能をより効果的に果たす上での基本的枠組みであり、引き続き堅持、追求すべきものである。

3、専門職チームの現状と課題

(専門職チームの活動状況については、2011年12月の社会福祉士会の調査(資料1)による。都道府県の表示は「県」に統一。)

(1) 未設置都道府県での設置

①設置状況

専門職チームの設置については、「設置済み」が37県、「設置予定」が1県(2012年4月予定)となっている。「設置済み」は2010年度調査に比べて2県増えている。

現在専門職チームが設置されていない(検討中)ところが9県となっている。その理由としては、「チーム登録者等人材難」とするものが3県、「ニーズ不明」とするものが4県、「行政の協力が得られない」とするものが2県となっている(複数回答可)。

調査時点	設置済み	設置予定	検討中	不明
2008年8月	23	4	19	1
2010年9月	35	1	11	
2011年12月	37	1	9	

②専門職チームが設置されていない県では、引き続き設置を目指した取り組みを行う必要がある。

第1に両会の協議を引き続き行い設置に向けた具体的目標を立てる必要がある。また、未設置のところの中には、虐待対応に関して行政と両会の部分的な協力・連携がとれているところもあるが、専門職チームの機能(チームとして、ケース会議を通じた、具体的アドバイス)を再度行政に説明し、その機能を既存の枠組みに組み込むことを働きかけることが必要となる。

③未設置支部の取り組みを促進するため、全国レベルの支援体制を検討する。

- ・調査によれば、未設置県においては両会の合同の話し合う場がないとするところが6県ある。これらの県に対しては両会の委員会が関与し「協議の場」を設定することも検討する必要がある。この中で、専門職チームの意義や役割について両会の県レベルで共通の認識を得られるように支援する。

- ・専門職チームについての行政の理解を促すため、両会の委員会の関与や共同での働きかけも検討する。

(2) 市町村契約の促進と都道府県との契約、事業受託

①事業の実施状況

専門職チームの活動状況は以下となっている。

<市町村との契約>

設置済み37県中、「市町村との契約」は13県で2010年度と変わっていないが、契約市町村数は倍増している。(契約市町村数が10を超えている県は、大阪14、岡山15、愛媛11、福岡46、熊本12)

<県事業の受託>

設置済み37県中、「県事業の受託等」が22県(2010年度18県)となっている。受託額は、幅があるが、100万円超が6県となっている。

	都道府県等からの受託	市町村との契約	
		県の数	契約市町村数
2008年度	13	4	41
2010年度	18	13	62
2011年度	22	13	129

・ケア会議への派遣実績の多い県：

都道府県契約：岩手：月1回、千葉3回、静岡5回、鳥取4回、広島8回、宮崎5回

市町村契約：滋賀4回、大阪47回、兵庫5回、岡山：自治体毎に月1回、広島6回、福岡13回、大分3回

②専門職チームの事業のベースは、現在のところでは、市町村との契約によるところよりも都道府県事業の受託によるところの方が多くなっている。

事業のベースをいずれに置くかについては、それぞれの地域で行政との関係を踏まえて判断すべきであるが、スタンダードモデルで示した「高齢者虐待への対応を、実効性があり恒久的なものとするためには、高齢者虐待の責任主体である市町村との契約を進める」ことを基本とする必要がある。

市町村との契約を推進するためには、その財源が問題となる場合が多い。市町村における財源確保の一つの方法として、現在の高齢者権利擁護等推進事業の実施主体を都道府県から市町村に拡充することを国に働きかけていく必要がある。

(3) 専門職チームの体制強化

①調査では、専門職チームの課題としては、登録メンバーのアドバイス力の向上を挙げる

ところが一番多くなっている。

<専門職チームの課題>

登録メンバーの確保	18
派遣メンバーのコーディネート	19
登録メンバーの専門的助言力の向上	26
事務局体制等	21
都道府県、市町村に対する一層の働きかけ	22

② 登録メンバーの質の向上については、両会ともに登録員のための研修を全国段階でも実施しているところである。

- ・日本弁護士連合会：高齢者虐待防止アドバイザー研修
08年度（115名）、11年度（125名）
- ・日本社会福祉士会：高齢者虐待対応専門研修（アドバイザーコース）
08年度（66名）、09年度（69名）、10年度（72名）、
11年度（震災で中止）

また、都道府県段階でも、研修会や学習会が行われており、両会の定期的協議も概ね実施されている。今後は、合同事例検討会や助言事例の検証等を通じて、登録メンバーの力量を向上させていく必要がある。

③ 登録メンバーの確保やコーディネート体制の整備では、都道府県域全体へのアドバイザーとして派遣するメンバーの日程調整の困難さ等が指摘されている。事務局体制も含め、引き続き体制整備が課題となっている。

④ チーム活用についての行政の認識には地域格差があるのが実情であるが、行政への働きかけのツールとして日本社会福祉士会が日本弁護士連合会の協力を得て開発した「養護者による高齢者虐待対応の手引き」「高齢者虐待対応帳票」を積極的に活用することが可能である。

また、行政と連携した研修会の実施や講師派遣等の協力を進めていく必要もある。この面では日本社会福祉士会が都道府県社会福祉士会を実施主体として全国的に展開している「高齢者虐待対応現任者標準研修」の活用が考えられる。

<チーム活用についての行政の認識>

活用に積極的な行政が増えている	9
専門職チームについての理解が乏しい	15
理解はあるが、予算的に厳しい	16
その他	8

(4) 専門職チームの活動範囲の拡大

①専門職チームは、養護者による高齢者虐待対応へのアドバイザーの派遣としてスタートし、一定の経験を蓄積してきている。

一方、養介護施設従事者による高齢者虐待対応については、市町村、都道府県における対応が十分とは言えない状況も浮かび上がってきている。また、障害分野においては、障害者虐待防止法の本年10月から施行を踏まえた体制整備が都道府県、市町村で開始されている。

このような状況の中で、専門職チームの活動の範囲について検討が必要な時期に来ている。

②高齢者施設虐待、障害者虐待においても、事実確認、虐待の有無や緊急性の判断等において専門的アドバイスが必要となる場面が多いことが予想され、専門職チームの活用が効果的である。

専門職チームを施設虐待や障害者虐待の分野に拡大することについて、調査では、「既に取り組んでいる」「取り組みたいとするところ」が約40%強ある一方で、「当面そこまで手が回らない」とするところが15%強あった。

	高齢者施設虐待	障害者虐待
既に活動の対象に組み入れている	9	7
その方向に賛成であり、事業化に取り組みたい	7	8
まずは、両会で検討してみたい	14	16
必要性は感じるが、当面そこまでは手が回らない	6	5
今のところ必要性を感じない	0	0

参 考 資 料

- ①専門職チームに関する取り組み調査結果（2011年12月、日本社会福祉士会）
- ②高齢者権利擁護等推進事業実施要綱
- ③障害者虐待防止対策支援事業実施要綱
- ④養護者による高齢者虐待対応の手引き
- ⑤高齢者虐待対応帳票
- ⑥養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修
- ⑦障害者虐待権利擁護・虐待防止指導者研修
- ⑧全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（2012年2月23日）資料より
- ⑨高齢者虐待防止に向けた取り組みについて（平成24年4月3日事務連絡）

シンポジウム

はじめに

専門職チーム発足後、2009年10月に第1回の経験交流会が開催された。同交流会では、チーム発足後3年を経過し、チームの目的と立ち位置を再確認し、「チームの役割と検証」のテーマでシンポジウムが行われた。ここでは、しがらみのない専門職がそれぞれの視点で分析、検討していくことに意義があること、チームの目的が、現場の市町村や地域包括支援センターが虐待対応の力をつけていくことにあること、個別の事例について具体的な対応策を関係者で検討し、それに対し助言していく仕組みが必要であることが確認された。

第1回交流会からさらに3年を経過し、個別ケースについて会議が開催され、そこにチームが参加して助言するという専門職チームの活動が全国的に一定程度定着してきた中で、第2回経験交流会が2012年4月14日、弁護士会館クレオにて開催された。

同交流会開催の目的は以下の点であった。

(目的)

- 1 (在宅) 高齢者の虐待対応専門職チームの活動のなかで見えてきた課題とそれにたいする対応についての各地の経験を交流する。
- 2 今後、施設内虐待対応の活動をどのように進めるか、すでに、着手している地域の経験を学ぶ。
- 3 障害者虐待防止法の施行を控えて、障害者虐待対応の活動をどう進めるか、すでに着手している地域の経験を学ぶ。

(シンポジスト)

- 1 専門職チームを利用する立場から
 - ・千葉県健康福祉部高齢者福祉課在宅福祉推進室 原見律子氏
 - ・上尾市高齢元高齢介護課 佐野友美氏
 - ・浜松市地域包括支援センター和地 山口博美氏
- 2 専門職チームの立場から
 - 兵庫県社会福祉士会 黒瀬吉史氏
 - 宮崎県弁護士会 新井貴博氏

第1 各地の取組み状況の報告

シンポジウムでは、最初に各シンポジストが活動状況について報告した。

利用する側の3人のシンポジストの報告からは、専門職チームの助言により対応に不安がなくなった、困難なケースへの対応が可能になった等の積極的評価を受けた。また、チ

ーム側の2人のシンポジストからは、広い圏域のなかで、工夫しながら会議に出席し助言していること、担い手も多くない困難な状況のなかで活動する中、市町村のチームの役割を期待する声も聞かれるとの報告がなされた。

他方、課題としては、①派遣実績、契約実績の伸び悩み、②タイムリーな会議の開催の必要性とそれに対応できる体制の整備、③助言内容の問題、④ 会議後の対応（検証など）が指摘された。これらの点について、その後、パネリストで議論した。

第2 派遣実績や契約実績について

まず第一点目として、契約はしているが派遣数が少ない、契約する市町村が増えていかないという課題について検討した。

利用する側の立場から、現場では弁護士や社会福祉士の専門的な助言を得たいとのニーズがあること、但し、行政には、内部で処理し解決をせんとする意識が働き、外部に事案が知られることや外部からの助言を好まない傾向があったり、困難な事案だという認識に欠けていたりすることが指摘された。また、弁護士への要望としては、弁護士にアクセスすることが困難であることから、弁護士の助言をえることができる機会の提供がほしいとの指摘がなされた。

これらの問題を解決するには、市町村に対し、具体的なケースで、専門職チームの助言がどのように現場の対応に役立つのかがわかるような機会を設けること、弁護士会による、弁護士に身近に相談できる機会の設定などが必要であることが示唆された。

第3 タイムリーな会議の開催の必要性とそれに対応できる体制の整備について

タイムリーな会議の開催を行うには、チーム側の体制の問題のひとつとして、担える人材の確保（質量ともに）が必要であると認識されており、そのために研修の開催、専門職種との連携の機会の場の設定が行われていることが報告された。また、広い面積を有する県では、弁護士会の各支部を利用して対応していることが報告された。チーム側の体制の問題として、事務局体制の整備（当番制を採用しない地域では派遣依頼に基づいて人員を確保するため事務局体制の整備が不可欠であると考えられる）、当番制の導入も今後検討の視野に入れていく必要があることが示唆された。

さらに、利用者側の課題としては、的確な時期における会議の開催が要請されている。

第4 助言する内容について

利用する側の報告の中では、助言には、ケースの理解が必要、行政の考え方を理解しての助言が必要との課題が提起された。確かに、助言に制度の理解や行政が陥りやすい考え、たとえば措置に対する消極的な考えを持っていることなどを理解して会議に臨むことが必

要であり、事案の家庭環境や家族関係、成育歴にも着目した助言をする必要があるなど、専門職チームの助言する上での力が問題となると思われる。

助言の質を確保するために具体的にどのような方法をとっているかについて、チーム側から発言がなされた。

ケースを終結に向かわせるには、検討を必要とすべきことがらについて、的確な時期に、適切に方針を決定して実行し、実行した結果に基づいてアセスメントや方針の見直しを行う必要がある。専門職チームの助言はまさに、市町村がこれらを行うことを後方支援する役割を果たすべきである。したがって、専門職チームの助言は、虐待防止法の解釈適用の部分のみにとどまらず、今、待対応のいかなる段階なのか、何を検討すべきなのか、検討するにあたり、法をどう考えるべきか、当事者の関係をどのように考えるべきかなどの点に及ぶ。そして、その際、行政が陥りやすい考え方に留意し、方針の実行後生じる事態を予測した助言を行う必要がある。

そのためには、研修を開催するだけでなく、具体的な事案を振り返るため会議を行って検証を行い、何を意識して、どのような助言を行うべきなのか、具体的に検討していくことが有用である。

第5 会議後のフォローについて

これまで専門職チームのスタンダードモデルは、個々の事案について開催される会議で助言し、市町村などの対応を後押しすることを想定してきたが、今後、会議でのアドバイス終了後の課題として検討すべきことは何かについて議論した。

この点は助言の質の確保の問題とも関連している。チームは、会議に参加し助言した後、そのケースが会議で出された方針にしたがって対応されたか、対応された結果どのような事態となったかを知ることがないのがこれまでのほとんどの例である。そうすると、助言が適切だったのか、新たに生じた場面における何らかの助言が必要かについて知る機会がない。チーム側としては、自分たちの助言が適切であったかを検討すること、虐待対応は終結までの一定期間、市町村の対応が求められるものであるから、その後の対応についてフォローアップする必要があるか確認すべきではないかという点について問題提起がなされた。

また、利用する側としても助言内容の適切さの検証を行うとともに、過去のケースの経験を今後のケースに生かすために、検証とそれをもとにした研修の開催の必要性が認識されていることが報告された。

第6 施設内虐待に対する取組み

これまで専門職チームの活動は、養護者による高齢者虐待が中心であった、しかし、現に、養介護施設従事者による虐待の報道があとを絶たない。今後の取り組みについて意見を交換した。

養介護施設従事者による虐待について対応を行った先進県の報告を受け、養護者による虐待と異なる特徴、その点について留意の上、助言する必要があることが認識された。

第7 障害者虐待に対する取組み

高齢者虐待対応専門職チームのスキームが障害者虐待対応にも活かせるのではないかと
の観点から、取組みを始めている県からの報告があった。

障害者虐待防止法が2012年10月に施行されることから、高齢者虐待対応専門職チ
ームのスキームを生かして、障害者虐待にも対応していくことが求められている。ただし、
高齢者虐待とは異なる場面で虐待が生じること、対応すべき機関や関係機関が異なること、
障害者の障害特性に配慮すべきことなど検討すべき課題もあることが確認された。

おわりに

今回のシンポジウムでは、虐待対応の責務を負っている市町村に専門職チームへの理解
がない、広域であるが会議に出席して助言しなければならない、担う人材が十分でない
といった、チームの活動に一定の困難を伴うところでも、各地で工夫しながら活動をして
いることに参加者は触発された。そして、専門職チームとして活動する上での今後の課題が
明確になり、課題を解決する実現する方法の検討がなされた。

専門職チームの有用性をアピールする際には、市町村が陥りやすい認識や考えに留意し、
専門職チームの助言を得ることにより、課題が整理され、対応がどのように進むのかを具
体的に示す必要があると同時に、さらに助言をより適切なものとしていくことや助言後の
フォロー、助言の的確性を検討するための事後的な検証が必要であることが確認された。

さらに、これまで取り組まれていた養護者による虐待に加え、今後、施設内虐待や、障
害者虐待防止法の施行を10月に控え、障害者虐待にも取り組んでいくべきこと、その際、
高齢者虐待対応専門職チームの取組みが生かされることを確認した。

以上

質問1 在宅高齢者虐待対応専門職チームの設置状況(H23年12月現在)

		設置済み	設置予定	検討中	備考
1	北海道			○	
2	青森	平成23年7月			
3	岩手	(平成19年9月)			高齢者総合支援センターの権利擁護相談部門における共同実施
4	宮城	平成19年6月			
5	秋田			○	
6	山形	平成19年			
7	福島	平成22年4月			
8	茨城			○	
9	栃木			○	
10	群馬	平成21年3月			
11	埼玉	平成20年3月			
12	千葉	平成22年4月			
13	東京			○	
14	神奈川			○	
15	新潟	平成19年12月			
16	富山	平成22年4月			
17	石川	平成21年9月			
18	福井	平成19年9月			
19	山梨	平成20年4月			
20	長野			○	
21	岐阜	平成20年8月			
22	静岡	平成19年8月			
23	愛知	平成22年1月			
24	三重	平成20年1月			
25	滋賀	平成21年8月			
26	京都		平成24年4月		
27	大阪	平成18年			
28	兵庫	平成18年7月			
29	奈良	平成19年2月			
30	和歌山			○	
31	鳥取	平成20年4月			
32	島根	平成19年6月			
33	岡山	平成19年4月			
34	広島	平成22年3月			
35	山口	平成19年4月			
36	徳島	平成23年3月			
37	香川	平成20年4月			
38	愛媛	平成21年4月			
39	高知	平成18年10月			
40	福岡	平成19年10月			
41	佐賀	平成22年7月			
42	長崎	平成22年4月			
43	熊本	平成22年8月			
44	大分	平成22年4月			
45	宮崎	平成21年9月			
46	鹿児島			○	
47	沖縄	平成20年7月			
		37	1	9	

掲載資料の出典

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp>

- 平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

(日本社会福祉士会ホームページ)

<http://www.jacsw.or.jp>

- 2012年度 高齢者虐待対応現任者標準研修 実施一覧
- 高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会 報告書 (2009年10月)
- 高齢者虐待対応帳票 Ver. II
- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」 (2011年3月)
- 「市町村・都道府県のための養介護施設従事者による高齢者虐待対応の手引き」 (2012年3月)
- 本研修資料集 (2013年4月掲載予定)

虐待対応システム研究委員会 委員名簿

<本委員会> 5名

◎委員長

氏名	所属
浦野 正男	全国社会福祉施設経営者協議会協議員・措置施設経営委員長
滝沢 香	日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会副委員長
◎田村 満子	(社) 日本社会福祉士会副会長
西島 善久	(社) 日本社会福祉士会常任理事
山田 祐子	日本大学文理学部社会学科

<作業委員会> 12名

○委員長

滝沢 香	前掲	参考対応例・帳票策定作業委員会 (6名)
○田村 満子	前掲	
塚本 鋭裕	社会福祉法人長福会	
長澤 忠行	神奈川県保健福祉局 福祉・次世代育成部 高齢福祉課 高齢福祉グループ	
古川 健一	大阪府福祉部 高齢介護室 介護支援課 地域支援グループ	
宮本 雅透	長野市地域振興部柳原支所	
青木 佳史	日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会 事務局長	手引き普及・啓発研修作業委員会 (6名)
石崎 剛	(社福) 栄和会 札幌市厚別区第2地域包括支援センター	
川村 哲穂	富士市保健部 介護保険課 高齢者介護支援室 (高齢者地域 包括支援センター)	
菊地 和則	東京都健康長寿医療センター研究所	
土居 正志	(社福) 与謝郡福祉会 高齢者総合福祉施設虹ヶ丘	
○西島 善久	前掲	

<オブザーバー>

厚生労働省老健局 高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室